

解決されるよう、無料でサポートします。あつせんは非公開、秘密厳守で行われます。職場のトラブルでお悩みの方は、お気軽にお問い合わせください。

【問】 秋田県労働委員会  
事務局 (☎018-860-3284)

●お知らせ

【町営歯科診療所休診日】  
休診日 11月11日(土)終日  
11月22日(水)終日  
町営歯科診療所  
(☎88-8210)

今月の納期

【国民健康保険税第4期】  
11月30日(木)  
【国税】 秋田県健康保険課  
【県税】 秋田県健康保険課  
【介護保険料(普通徴収)】  
第5期、後期高齢者医療  
保険料(普通徴収) 第5  
期  
(☎76-4604)  
【介護保険料(普通徴収)】  
第5期、後期高齢者医療  
保険料(普通徴収) 第5  
期  
(☎76-4604)  
11月30日(木)  
福祉保健課  
(☎76-4608)

犯罪被害者週間「県民のつどい」の御案内

県では、犯罪被害者の方々を温かく支える地域社会の形成を目指して、平成

25年4月に「秋田県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者支援等の必要性等について県民の理解の促進を図っております。

11月25日(土)から12月1日(金)までの犯罪被害者週間に、犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催します。誰もが、ある日突然、犯罪に巻き込まれ被害者、その家族遺族になる可能性があります。

この機会に、犯罪被害者等の「思い」に触れてみませんか。

日時 11月25日(土)  
午後1時30分～午後4時  
会場 秋田拠点センターアルヴェ 多目的ホールほか(秋田市東通仲町4番1号)  
定員 2000人  
【問】 秋田県生活環境部  
県民生活課 (☎018-860-1522)

【問】 秋田県生活環境部  
県民生活課 (☎018-860-1522)

家を取壊した場合、届け出をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日に存在する固定資産(土地・家屋・償却)に課税されます。年内に家屋の全部または一部を取壊した

場合、税務会計課へ「家屋滅失届」の提出をお願いします。

【未登記家屋の場合】  
取壊した家屋が登記されていない場合、税務会計課へ「家屋滅失届」の提出をお願いします。

「家屋滅失届」は、役場税務会計課またはホームページから取得できます。

【登記家屋の場合】  
取壊した家屋が登記されている場合、法務局にて「建物滅失登記」を行う必要があります。 「建物滅失登記」が年内に完了しない場合などは、翌年度も課税される可能性があります。

その旨役場税務会計課へご連絡ください。なお、「建物滅失登記」の方法については、法務局、土地家屋調査士等へご相談ください。

住宅取壊し後の土地の税額について  
人の居住の用に供する家屋の全部を取壊した場合、その土地に適用されていた特例措置がなくなるため、取壊し前の税額より上がる可能性があります。


【問】 税務会計課 税務係  
(☎76-4604)、法務局 局能代支局 (☎54-4111)

「白神山世界遺産登録30周年記念 あきた白神観光フォトコンテスト」あきた白神の秋と冬」開催中!

秋田県山本地域振興局では、令和5年12月11日に白神山が世界遺産登録30周年を迎えることを記念して「あきた白神観光フォトコンテスト」あきた白神の秋と冬」を9月4日から令和6年2月28日まで、Instagramで開催しています。皆様の投稿お待ちしております。

詳細は美の国あきたネット内本コンテスト用Webページ (https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/75949) からご確認ください。

【問】 山本地域振興局 地域企画課 (☎55-8004)



秋田県民のみなさま限定! 1台あたり 本体購入額の20%最大20,000円相当

秋田県内に本店がある地域協賛店で購入した場合 さらに5,000円相当プレゼント!

購入応援地域協賛店です!! 3/6日→12/28日

補聴器(消費税免除) (管理医療機器販売業届済店 第03-404361号)

SELA グループ Panasonic  
SELA シロキ エルポート シロキ  
八峰町八森字中浜 TEL77-2323・FAX77-2324

【総合県税事務所からのお知らせ】  
◎個人事業税(2期)の納期限は令和5年11月30日(木)です。  
忘れずに最寄りの金融機関等で期限内に納めましょう。口座振替をしている方は、預金残高の確認をお願いいたします。なお、納付書は令和5年11月1日(水)に発送予定です。  
◎個人事業税の納税も口座振替で  
公共料金の支払いと同じように、個人事業税も口座振替にしませんか。金融機関へお出かけになる手間が

【筆界特定制度をご利用ください】  
「筆界特定制度」とは、法務局が土地の筆界(境界)の位置を特定する制度です。現地調査や測量を含む様々な調査を行った上、もともとあった筆界を明らかにします。  
隣接地との筆界が分からず困っている方、筆界について隣地の所有者と意見が一致せずに困っている方などは、お問合せください。  
【問】 秋田県地方事務所 登記部門 筆界特定室 (☎018-862-1442)

省けて、安全、確実です。県内の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協などに預金口座があれば、どなたでも利用できます(ゆうちょ銀行は利用できません)。秋田銀行、北都銀行およびみずほ銀行は、県外の支店でも可能です。  
令和6年6月末日までにお申込みされますと、令和6年度1期分から個人事業税の口座振替ができます。詳しくは、左記までお問合せください。  
【問】 秋田県総合県税事務所 納税部 収納管理課 (☎018-8660-3333)  
1) 秋田県総合県税事務所 山本支所 (☎52-6201)

日・曜日	名称	場所	時間	内容
20 月	カフェチゴキ(岩館2)	漁火の館	午前10:00～正午	認知症の方やその家族だけでなく、誰でも気軽に集まり交流を楽しむ場です。  参加費：100円 問合せ先： 八峰町地域包括支援センター ☎77-3200
20 月	陽気第三カフェ(八森3)	八森第3地蔵堂	午後1:30～午後3:30	
22 水	カフェタ映え(本館)	夕映の館	午前10:00～正午	
22 水	カフェ浜風(浜田)	浜田コミセン	午後1:30～午後3:30	
24 金	カフェ五重の塔(茂浦)	茂浦コミセン	午前10:00～正午	
24 金	やくしカフェ(八森1)	八森第1コミセン	午後1:30～午後3:30	
27 月	椿カフェ(椿)	椿自治会館	午後1:30～午後3:30	
29 水	小入川カフェ(小入川)	小入川自治会館	午前10:00～正午	
29 水	ノケゾリカフェ(岩館1)	岩館生活改善センター	午後1:30～午後3:30	

おらほの館

今月の旬情報  
白菜、大根、ネギ

鍋の季節  
野菜はおらほの館で!!

八峰町峰浜沼田「道の駅」となり  
よろしく  
☎76-4649

お薬のこと、健康のこと...etc  
何でもご相談ください!

皆川薬局

八峰町峰浜水沢字稲荷堂後120-6  
TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 8:00～18:00 / 休業日 日曜日・祝祭日

秋田県民のみなさま限定!

省エネ性能 エアコン☆4以上 冷蔵庫☆3.5以上

1台あたり 本体購入額の20%最大20,000円相当

秋田県内に本店がある地域協賛店で購入した場合 さらに5,000円相当プレゼント!

購入応援地域協賛店です!! 3/6日→12/28日

補聴器(消費税免除) (管理医療機器販売業届済店 第03-404361号)

SELA グループ Panasonic  
SELA シロキ エルポート シロキ  
八峰町八森字中浜 TEL77-2323・FAX77-2324

新車・中古車販売(国産全メーカー)  
車検・定期点検・钣金塗装

沢目自動車

TEL76-2065 FAX76-3280  
沢目駅前